

## 「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をT&Dフィナンシャル生命のホームページ上でいつでも簡単に閲覧することができます

### スマートフォンでアクセス

ご契約のしおり・約款 特別勘定のしおり



### インターネットでアクセス

1 T&Dフィナンシャル生命のHPにアクセスしてください。

T&Dフィナンシャル生命

URL <https://www.tdf-life.co.jp>

2 [Web約款番号・特別勘定のしおり番号]入力欄に5桁の番号を入力して をクリックしてください。

[ご契約のしおり・約款]を見る⇒[26010]  
[特別勘定のしおり]を見る ⇒[00126]

Web約款番号  
特別勘定のしおり番号 5桁の番号入力

### 「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望のお客さま

お申込時に、タブレット端末または申込書にて「冊子を希望」を選択してください。

後日、お客さまへ「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をお送りします。

お申込後でも、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。

ご希望の場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへお申出ください。

### ご契約の際には「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください

■「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読ください。

くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

お申込みいただく際には、お客さまのライフプランなどのほか、公的保険制度の保障内容も踏まえてご検討ください。

#### ■公的保険について

[金融庁ホームページ]

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



### 生命保険募集人について

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

### 変額保険の販売資格について

■変額保険の販売資格は、(一社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し(一社)生命保険協会において変額保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが有し、その生命保険募集人のみが変額保険の取扱を行なうことができます。生命保険募集人の権限等の確認を希望される場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでお問合せください。

### 募集代理店からのご説明事項

■法令等の規制により、お客さまのお勤め先等によっては、お申込みいただけない場合があります。

■生命保険契約はお客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約のお引受や保険金等のお支払は引受保険会社が行ないます。

■募集代理店による元本および利回り等の保証はありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

(お問合せ、ご照会)

[募集代理店]

SMBC日興証券株式会社

(ご契約後のご照会)

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

[お客さまサービスセンター] ☎ 0120-302-572

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

[ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>

「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。

本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

# ハイブリッドアセットライフ

超過給付コース

年金コース

Hybrid Asset Life

変額終身保険(災害加算・I型)

契約締結前交付書面  
(契約概要／注意喚起情報)  
兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。

預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じる可能性があります。

[募集代理店]

SMBC日興証券

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命

# 人生100年時代。資産寿命の延伸が大切です。

人生100年時代。長生きの不安にそなえ、人生をもっと楽しむためにいまある資産の寿命を伸ばすことが大切になっています。

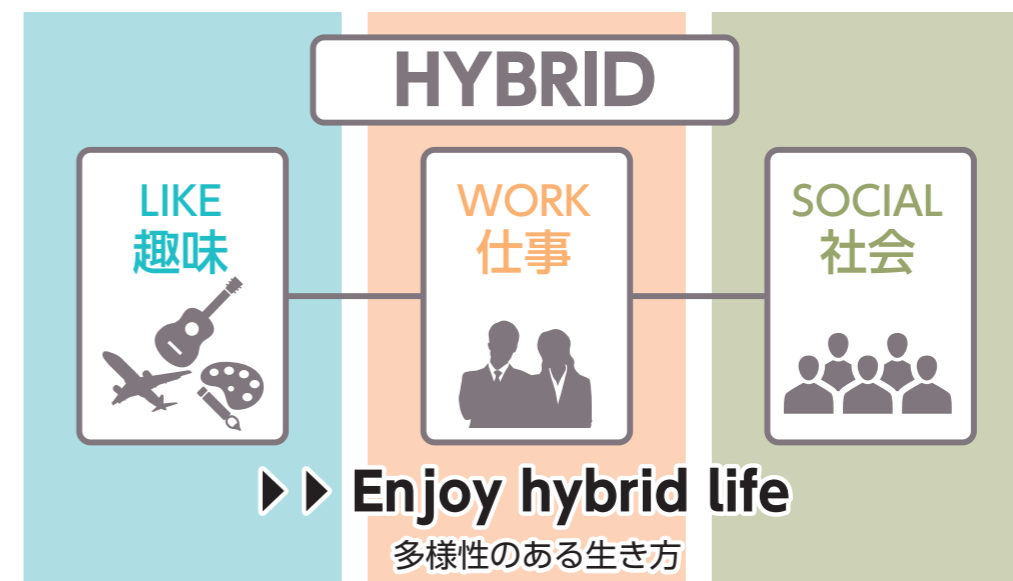
様々な資産に分散投資し、ご自身のために、資産の増加を目指しながら、計画的な資産の取り崩しを図る。

ご自身やご家族のために、介護・認知症や相続にそなえる。

人生100年時代の生き方をもっと充実させて楽しんでいただけるように、お金との付き合い方も「自分らしさ」「ご家族の満足度向上」を追求してみませんか。

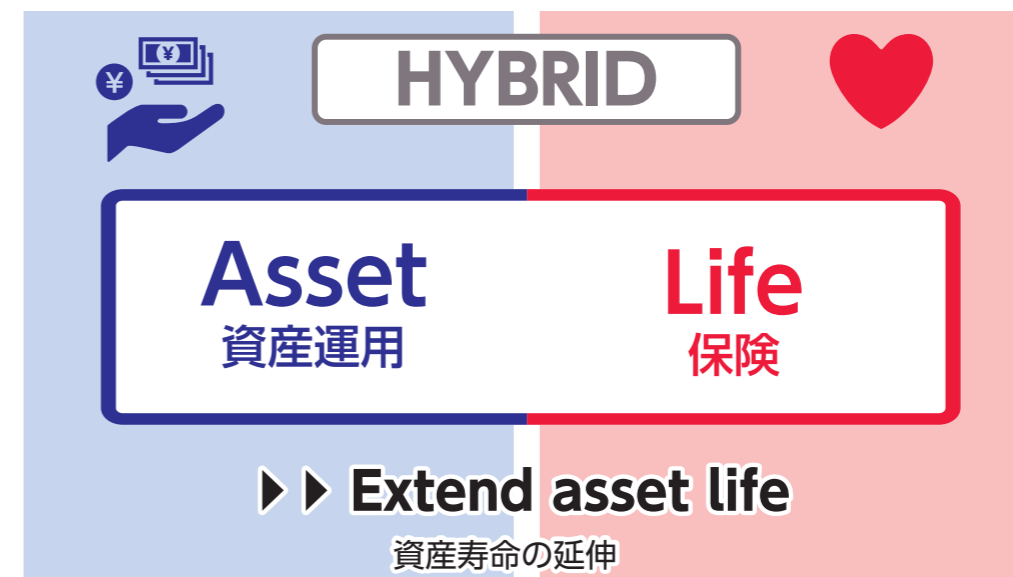
## Enjoy hybrid life

多様性のある生き方



## Extend asset life

資産寿命の延伸

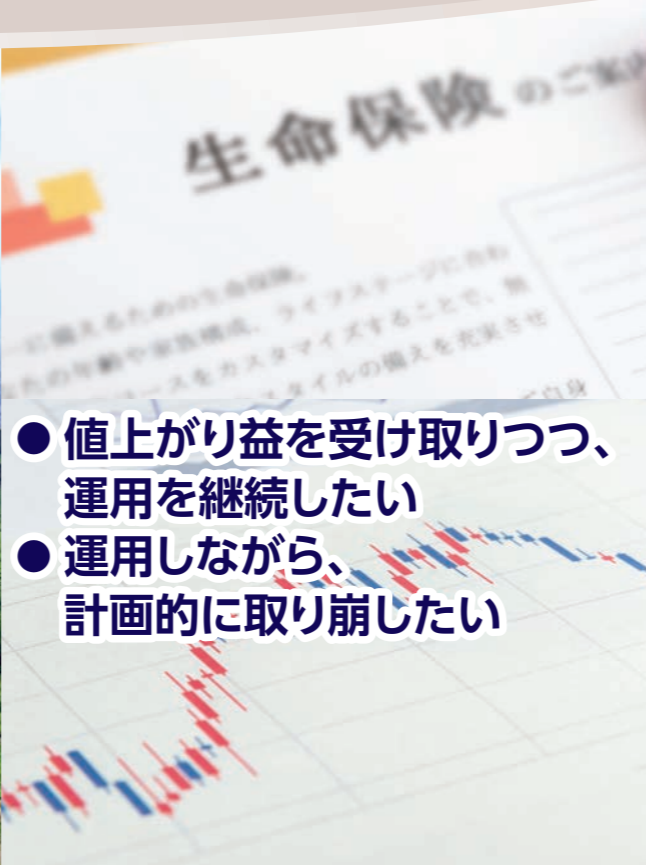


人生100年時代の自助努力による  
資産形成を力強くサポートします

両輪で  
人生100年時代の  
資産形成に  
シナジー効果を  
発揮します

Hybrid Asset Life  
投資信託  
+  
生命保険

- 値上がり益を受け取りつつ、運用を継続したい
- 運用しながら、計画的に取り崩したい



- この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
- 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 死亡保険金額は死亡日の「積立金額」となります。一時払保険料の最低保証はありませんのでご注意ください。
- 「積立金額」は特別勘定の運用実績により変動(増減)します。
- この保険には、お客さまに負担していただく費用(保険関係費用、運用に関する費用等)があります。また、株価、債券価格の変動等に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。くわしくは、P.29~32をご覧ください。

## 資産寿命の延伸を実現する3つのポイント

### 1 まず、運用成果の受取方法(コース)をお選びいただきます

- 運用成果を受け取れる「超過給付コース」、運用しながら年金として受け取れる「年金コース」の2コースから選択し、お客さまの大切なご資産の寿命の延伸を図ることができます。

値上がり益を受け取りつつ、  
運用を継続したいお客さま

運用しながら、  
計画的に取り崩したいお客さま



超過給付コース



年金コース

### 2 つぎに、厳選された7本の特別勘定(ファンド)から1本をお選びいただきます

- 契約時の費用は不要。さらにファンド間のスイッチングは年12回まで無料です。

安定  
バランス型

安定成長  
バランス型

成長  
バランス型

日本株式型

世界株式型

米国株式型

米国債券型

### 3 介護・認知症保障により長生きリスクに対応

- 公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定された場合、解約払戻金を原資として、介護認知症年金が受け取れます。
- 当社外部提携サービスにより、人生100年時代の長く充実したあなたの老後をサポートします。
- 要介護状態や認知症になり、本人が預金の引出等を行なうことができないこともあります。保険ならではの機能を活用することで、その様な事態にそなえることができます。

介護認知症年金  
支払移行特約  
人生100年時代の長生きリスクに  
そなえたいお客さま

介護コンシェル  
当社外部提携サービス

指定代理請求特約  
もしもの際の、預金の引出等  
ご不便にそなえたいお客さま

# まず、運用成果の受取方法(コース)をお選びいただきます

ご契約年齢  
20～80歳(超過給付コース)  
20～85歳(年金コース)

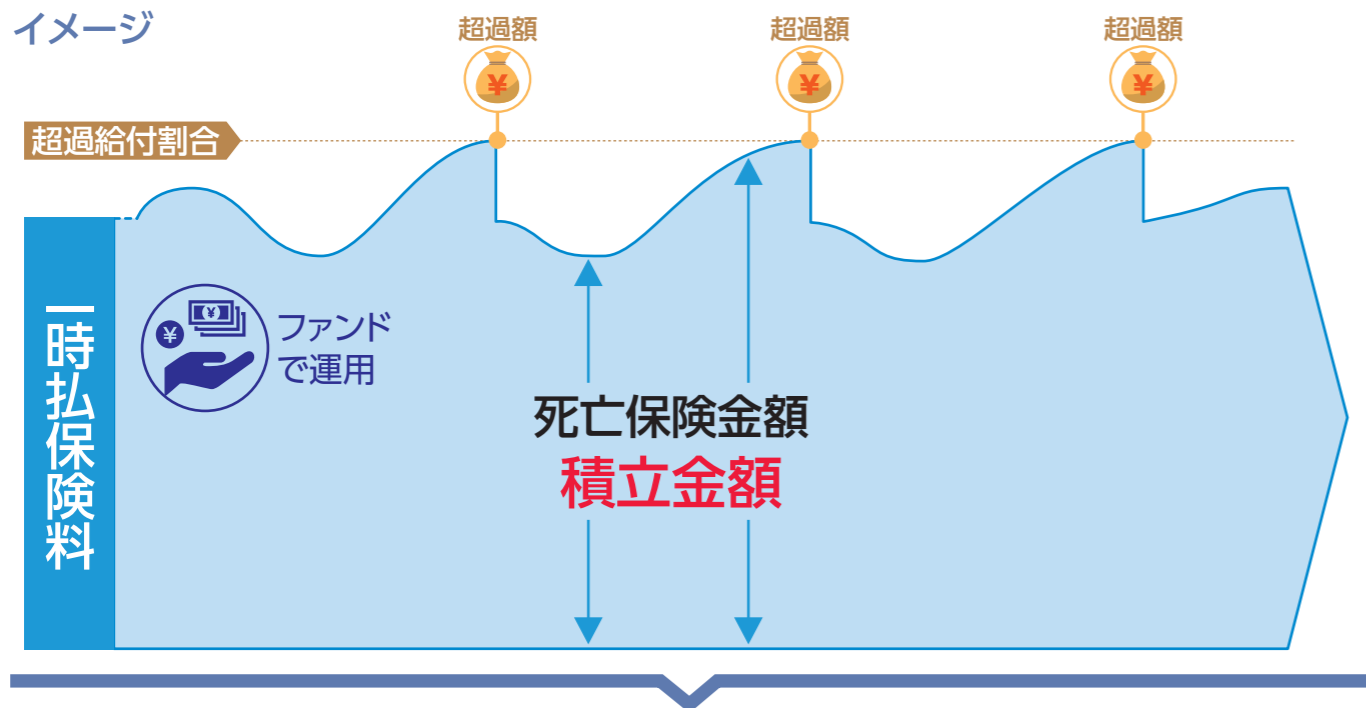
## 値上がり益を受け取りつつ、運用を継続したい

たとえばこんな方 → 運用益を受け取りたい方

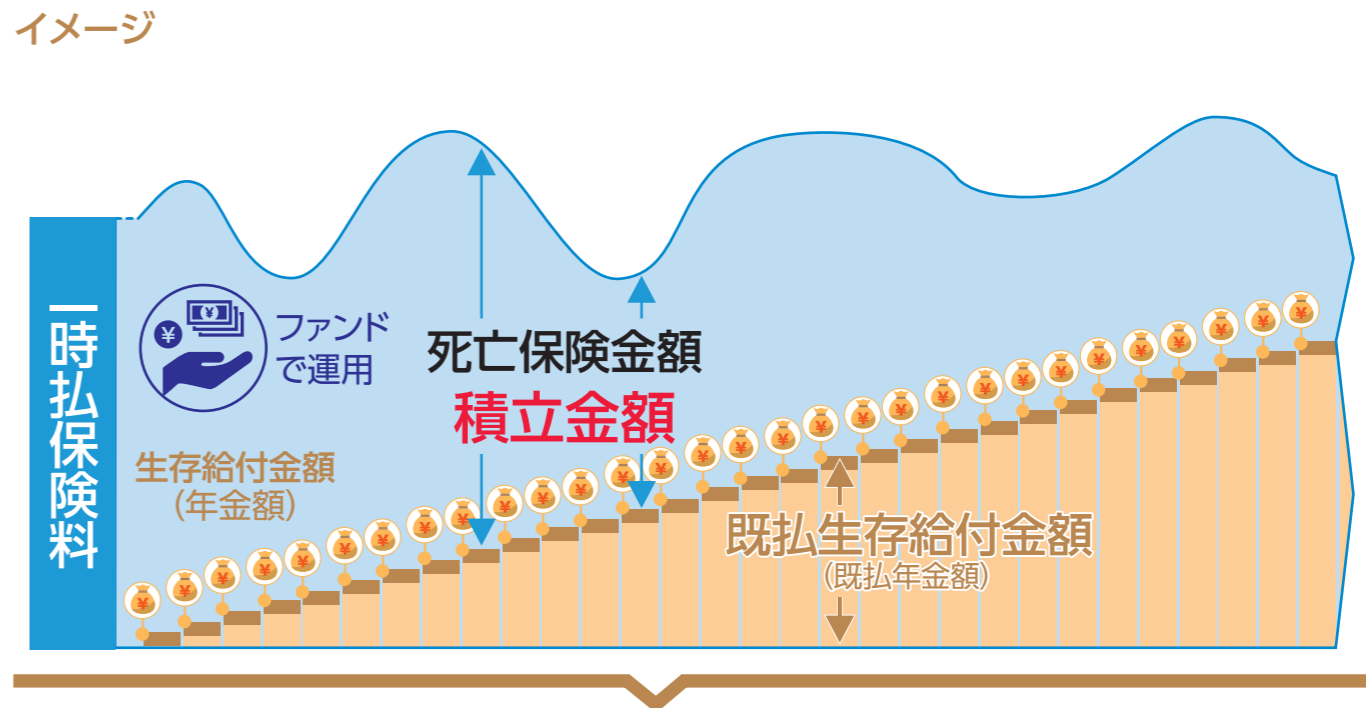
## 運用しながら、計画的に取り崩したい

たとえばこんな方 → 公的年金の上乗せとして運用しながら受け取りたい方

### 超過給付コース



### 年金コース



2つのコースにくわえて、介護・認知症保障により長生きリスクにも対応できますので、お客さまのご要望に応じたプランの設計も可能です

- 介護認知症年金支払移行特約  
人生100年時代の長生きリスクにそなえたいお客さま
- 介護コンシェルジュサービス  
当社外部提携
- 指定代理請求特約  
もしもの際の、預金の引出等のご不便にそなえたいお客さま

死亡保険金額は死亡日の「積立金額」となります。一時払保険料の最低保証はありませんのでご注意ください。「積立金額」は特別勘定の運用実績により変動(増減)します。

値上がり益を受け取りつつ運用を継続したいお客さま

# 超過給付コース (超過給付加算特約付加)



## 自在性

超過給付割合は105%・110%・120%・判定なしから選択できます

- 積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった場合、超過額を受け取ることができます。

$$\text{超過額} = \text{積立金額}^*1 - \text{基本保険金額}$$

積立金額で判定!

\*1 積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった日の積立金額。

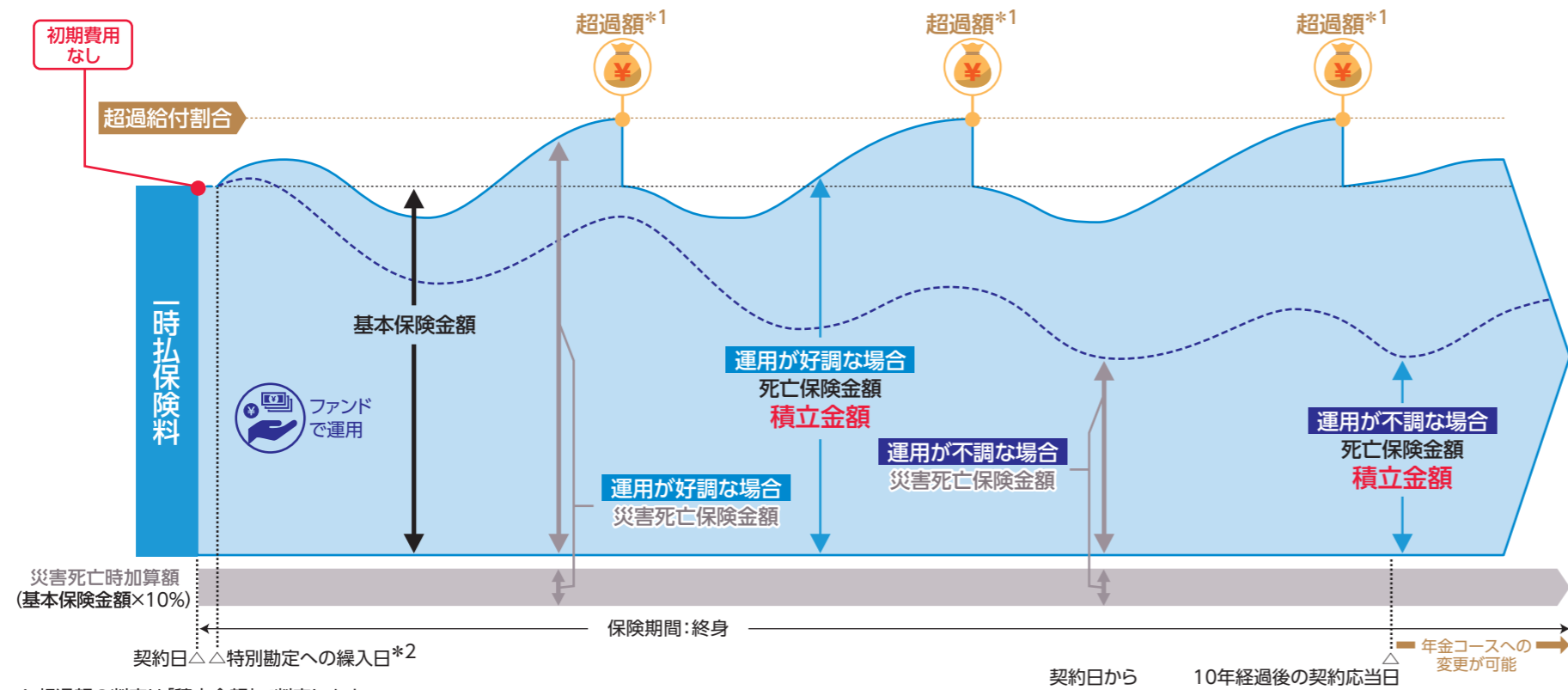
- 超過額の判定は、**特別勘定への繰入日の翌日以後、毎営業日**行ないます。(超過額が発生した日の翌営業日以降も継続して判定を行ないます。)
- 超過額が発生した場合、自動でご指定の口座にお振込み。日々の運用成果をチェックする必要はありません。T&Dフィナンシャル生命より**原則5営業日以内**に超過額給付のご案内を発送します。
- ご契約時、超過額の判定なしをご選択いただくこともできます。

## 柔軟性

超過給付割合は何度でも変更が可能です

- 超過給付割合は、保険期間中に**変更(判定の中断も可)**することができます。  
※T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへのお電話で何度でも変更が可能です。
- ご契約時、超過額の判定なしをご選択いただいた場合でも、ご契約日以降、お客さまのお申出により超過給付割合を指定し、判定を開始することができます。
- 契約日から**10年経過後は、年金コースに変更**することもできます。変更後、超過給付コースに戻すことはできません。

【しくみ図(イメージ)】 しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



\*1 超過額の判定は「積立金額」で判定します。  
\*2 申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。  
※ 超過額が発生した場合、超過額と同額が積立金額から差し引かれます。



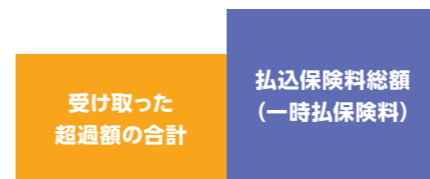
●特別勘定の運用実績によっては超過給付割合に到達せず超過額を受け取れない場合もあります。  
●この保険の解約払戻金額は最低保証されませんので、**解約払戻金額とお支払事由が生じた超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。**

# 超過額の税務について

- 超過額を受取は一時所得の対象となり、受け取った超過額の合計が払込保険料総額(一時払保険料)を超えるまでは課税されません。

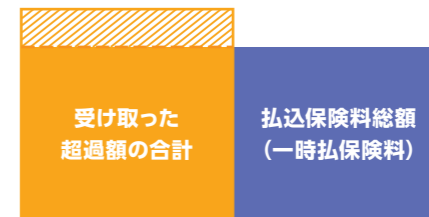
【イメージ】

① 課税されない場合  
(受け取った超過額の合計 ≤ 払込保険料総額)



受け取った超過額は、課税されません。

② 課税の対象となる場合  
(受け取った超過額の合計 > 払込保険料総額)



払込保険料総額(一時払保険料)を超えた金額から特別控除(50万円)を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

※上記記載の内容は他に一時所得がある場合や解約・減額があった場合を想定していません。

- ご契約の解約時、過去に超過額のお受取があった場合、「解約払戻金額-払込保険料残額\*1」が、「**所得税(一時所得)+住民税**」の対象となります。

\*1 一時払保険料から過去に受け取った超過額の合計(必要経費の合計額)を控除した金額。

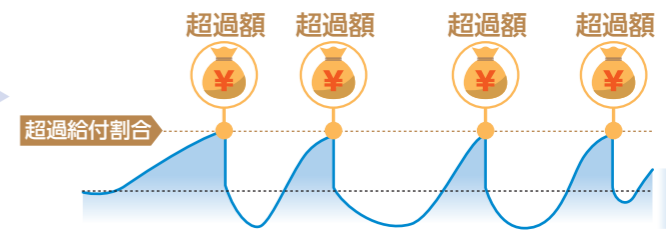


上記に記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

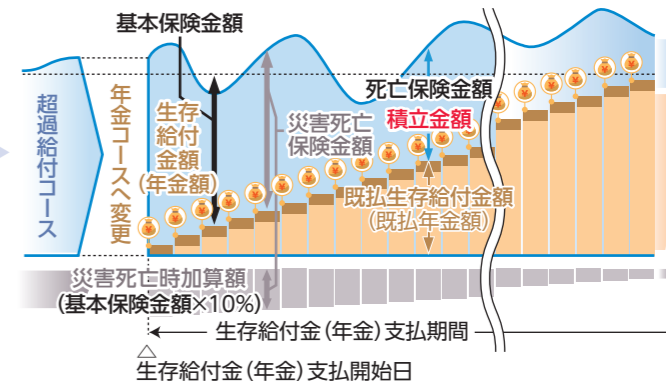
## 年金受取へ変更することもできます

超過給付コースは、終身にわたって運用を継続することができます。また、ご契約から10年経過後の契約応当日以降であれば、いつでも積立金額を原資とした年金コースに変更することも可能です。年金コースについて、くわしくはP.9をご覧ください。

【終身にわたって超過給付コースで運用を継続する場合:しくみ図(イメージ)】



【年金コースに変更し、年金受取を開始する場合:しくみ図(イメージ)】



年金コースへ変更した場合、超過給付割合の設定をご継続いただくことはできません。年金コース変更後は超過額はありせん。

運用しながら、計画的に取り崩したいお客さま

# 年金コース

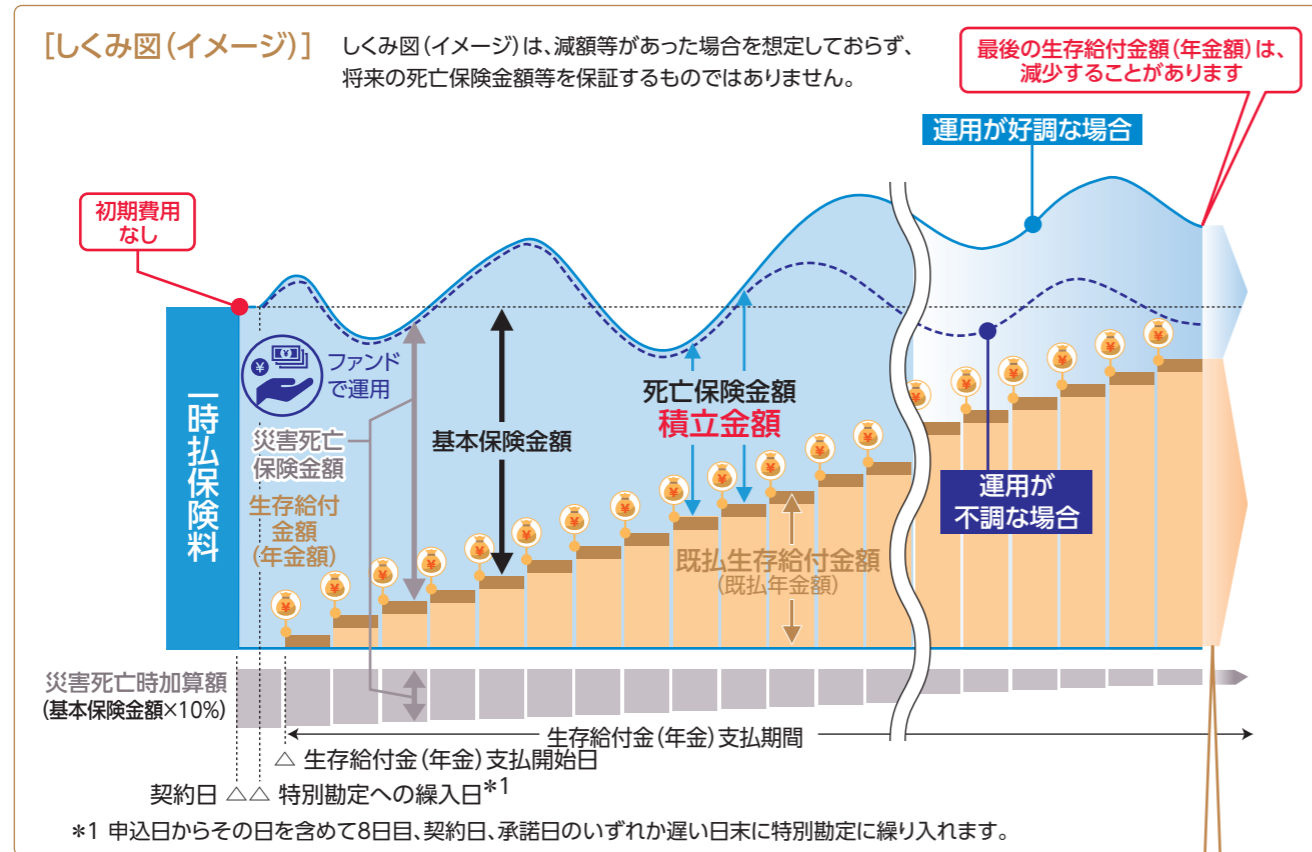


## 自在性 生存給付金額(年金額)は一時払保険料の10%以下で自由に設定できます

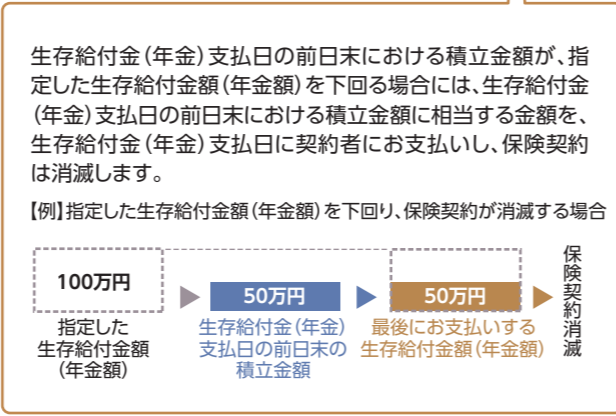
- ご契約1年後から毎年、生存給付金(年金)をご自身でつかう**自分年金**として受け取れます。
- 生存給付金額(年金額)は**10万円以上および一時払保険料の10%以下**、生存給付金(年金)支払期間は**10年以上**から自由に設定できます。

## 柔軟性 受取期間中に生存給付金額(年金額)の変更や受取の中断・再開が可能

- ご自身のライフプランにあわせて、**生存給付金額(年金額)の変更**や、**生存給付金(年金)受取の中断、再開**を自由に設定できますので、将来のライフプランの変化にも対応できます。



- 積立金額を特別勘定で運用するため、最後の生存給付金額(年金額)が指定金額に満たない場合があります。
- 生存給付金(年金)支払日の前日末における「積立金額からお支払事由が生じた生存給付金額(年金額)を差し引いた後の金額」が10万円を下回る場合は、生存給付金(年金)支払期間中であっても、その生存給付金(年金)支払日を最後の生存給付金(年金)支払日とします。その場合、積立金額から生存給付金額(年金額)を差し引いた残額があるときはその金額を契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。
- この保険の解約払戻金額は最低保証されませんので、**解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金(年金)を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。**



# 生存給付金額(年金額)の税務について

- 生存給付金額(年金額)から必要経費を差し引いた金額が、**「所得税(雑所得)+住民税」の対象**となります。
- 必要経費はつぎのとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{生存給付金額(年金額)} \times \text{必要経費率}^{*1} = \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{生存給付金(年金)受取予定総額}^{*2} + \text{死亡保険金額}^{*3}}$$

- \*1 必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。
- \*2 生存給付金(年金)支払開始時(第1回目)の生存給付金額(年金額) × 生存給付金(年金)受取想定年数。
- \*3 生存給付金(年金)支払開始時に想定される最終の受取額。

## 生存給付金額(年金額)の課税対象となる金額の計算例

【前提】

- 一時払保険料：1,000万円 ●生存給付金額(年金額)：100万円 ●受取想定年数：10年
- 死亡保険金額：50万円\*1
- \*1 生存給付金(年金)支払開始時の積立金額を1,050万円とした場合。

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= 100\text{万円} \times \left[ \frac{1,000\text{万円}}{100\text{万円} \times 10\text{回} + 50\text{万円}} \right] \\ \text{雑所得の金額} &= \text{生存給付金額(年金額)} - \text{必要経費} \\ &= 100\text{万円} - 96\text{万円} \\ &= 4\text{万円} \\ &= 100\text{万円} \times \left[ \frac{1,000\text{万円}}{1,050\text{万円}} \right] \\ &= 100\text{万円} \times 0.96 \\ &= 96\text{万円} \end{aligned}$$

\*上記記載の内容は解約・減額があった場合を想定していません。

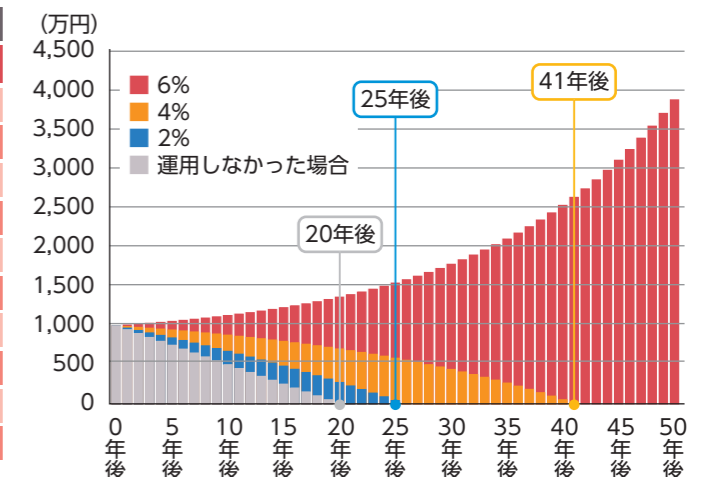
⚠ 上記に記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

## 老後資金の取り崩しには長期運用が資産寿命延伸のポイントになりそうです

### 1,000万円を毎年50万円取り崩した場合

経過年数	運用しなかった場合	運用した場合の利回り		
		2%	4%	6%
5年後	750.0	843.9	945.8	1,056.4
10年後	500.0	671.5	879.9	1,131.8
15年後	250.0	481.2	799.8	1,232.8
20年後	0.0	271.1	702.2	1,367.9
25年後		39.1	583.5	1,548.6
30年後			439.2	1,790.6
35年後			263.5	2,114.3
40年後			49.7	2,547.6
45年後				3,127.4
50年後				3,903.4

【取り崩しと資産寿命の延伸イメージ】



# つぎに、厳選された7本の特別勘定(ファンド)から ファンドラインナップ

# 1本をお選びいただきます

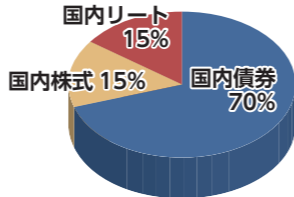
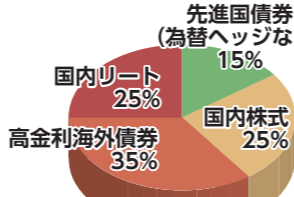
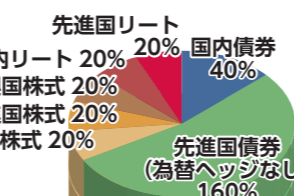
- 投資目的や投資スタイルにあわせて、投資対象やリスク水準の異なる国内外の株式・債券・REIT(不動産投信)を投資対象とした私募ファンドの中から1本をご選択いただきます。
- 一時払保険料の全額(契約時費用なし)を特別勘定で運用します。

各コースごとの保険関係費用

コース	費用	
	経過年数10年未満	経過年数10年以上
超過給付コース	年率0.90%	年率0.90%
年金コース	年率1.50%	年率0.90% (各コース共通)

運用に関する費用以外に、この保険には、お客さまに負担していただく費用として、保険関係費用があります。

くわしくは、P.29~31 をご覧ください。

特別勘定名/投資信託名/運用会社	投資信託の運用方針/ベンチマーク/運用に関する費用
<b>安定バランス型</b> 円資産インデックスバランス (円奏会ベーシック) (適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社	<b>&lt;投資信託の運用方針&gt;</b> 3つの円建て資産に分散投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本とします。 <b>&lt;ベンチマーク&gt;</b> なし <b>&lt;運用に関する費用*1&gt;</b> 年率0.352%(税抜0.320%) 
<b>安定成長バランス型</b> 財産3分法 (適格機関投資家専用) アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	<b>&lt;投資信託の運用方針&gt;</b> 各資産への投資比率は不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%とし、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長を目指します。一部の資産を除き、原則として為替ヘッジを行いません。 <b>&lt;ベンチマーク&gt;</b> なし <b>&lt;運用に関する費用*1&gt;</b> 年率0.517%(税抜0.470%) 
<b>成長バランス型</b> グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用) アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	<b>&lt;投資信託の運用方針&gt;</b> 世界の株式やREITなどの現物の組入総額と株価指数先物取引や国債先物取引の買建総額の組入合計額が、信託財産の純資産総額の3倍相当額となるように投資を行いません。原則として、為替ヘッジを行いません。 <b>&lt;ベンチマーク&gt;</b> なし <b>&lt;運用に関する費用*1&gt;</b> 年率0.407%(税抜0.370%) 

特別勘定名/投資信託名/運用会社	投資信託の運用方針/ベンチマーク/運用に関する費用
<b>日本株式型</b> 日経225 インデックス (適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社	<b>&lt;投資信託の運用方針&gt;</b> 日経225(配当込み)に連動する投資成果の達成を目標として運用を行います。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引を利用することがあります。 <b>&lt;ベンチマーク&gt;</b> 日経平均トータルリターン・インデックス(日経225(配当込み)) <b>&lt;運用に関する費用*1&gt;</b> 年率0.275%(税抜0.250%)
<b>世界株式型</b> 先進国株式インデックス (適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社	<b>&lt;投資信託の運用方針&gt;</b> MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行なうことを基本とします。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。原則として、為替ヘッジを行いません。 <b>&lt;ベンチマーク&gt;</b> MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース) <b>&lt;運用に関する費用*1&gt;</b> 年率0.286%(税抜0.260%)
<b>米国株式型</b> インデックスファンドNASDAQ100 (適格機関投資家専用) アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	<b>&lt;投資信託の運用方針&gt;</b> 米国の株式市場を代表する指数「NASDAQ100指数(税引後配当込み、円換算ベース)」に連動する投資成果を目指して運用を行いません。原則として、為替ヘッジを行いません。 <b>&lt;ベンチマーク&gt;</b> NASDAQ100指数(税引後配当込み、円換算ベース) <b>&lt;運用に関する費用*1&gt;</b> 年率0.418%(税抜0.380%)
<b>米国債券型</b> 米国短期国債 (適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社	<b>&lt;投資信託の運用方針&gt;</b> 米国の国債および上場投資信託証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。米国の国債の投資にあたっては、原則として、残存期間が3ヵ月以下の国債に投資を行いません。また残存期間が3ヵ月以下の米国国債の指数を対象とする上場投資信託証券に投資する場合があります。原則として為替ヘッジを行いません。 <b>&lt;ベンチマーク&gt;</b> なし <b>&lt;運用に関する費用*1&gt;</b> 年率0.297%(税抜0.270%)

\*1 運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。(将※特別勘定(ファンド)は、投資信託を利用して運用する部分と、保険契約の異動等に備える部分から構成されています。したがって、投資信託一致するものではありません。  
 ※組入比率に関する記載がある場合、組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。  
 ※この保険では、販売する募集代理店などにより異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。  
 ※特別勘定(ファンド)はリスク水準ごとに並べたものではありません。  
 ※各特別勘定(ファンド)について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。来変更される可能性があります)の運用実績と特別勘定資産の運用実績とは必ずしも一致しません。

## 各特別勘定のユニットプライス 推移グラフ

ユニットプライスとは、各特別勘定資産のユニット数(口数)1口に対する価額のことをいいます。各特別勘定設定時におけるユニットプライスは100でスタートし、特別勘定資産の評価を反映して日々計算されます。なお、ユニットプライスの計算にあたっては、特別勘定の運用に関する費用を控除します。

▼こちら▼



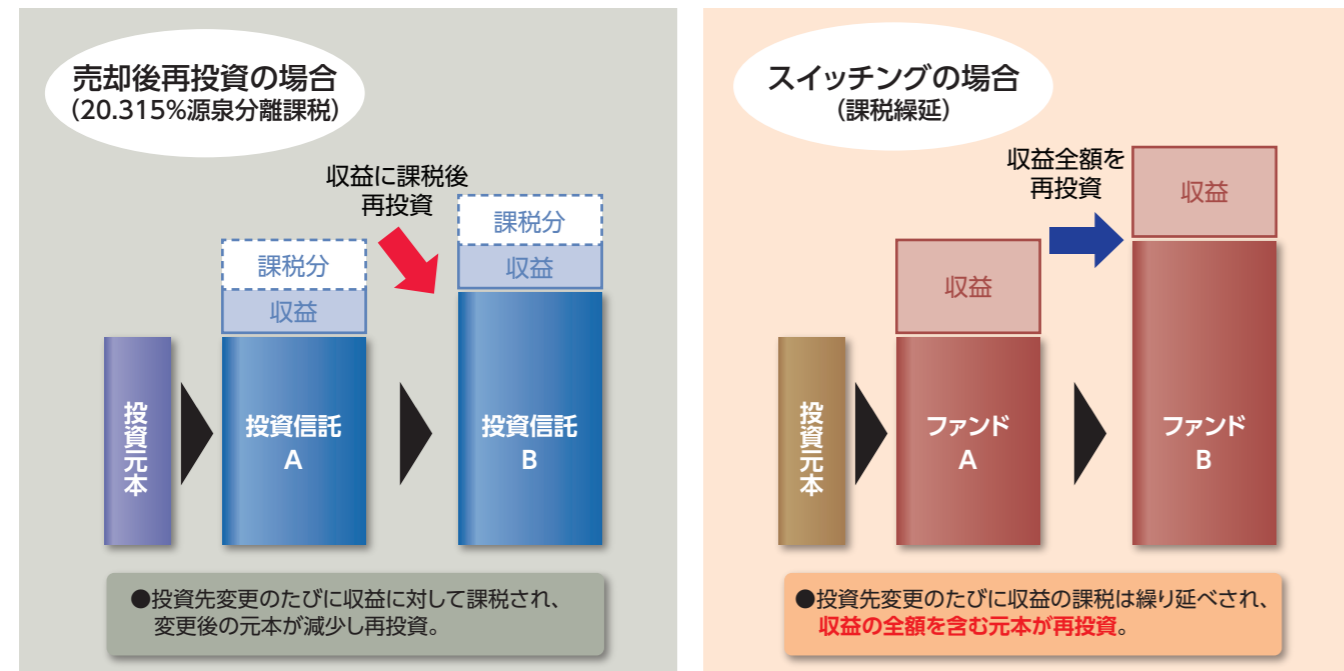
## スイッチング・その他の機能について

- 相場環境にあわせて、投資対象を年12回まで無料\*1で変更すること(スイッチング)ができます。
- スイッチング時には、課税の繰延効果が享受できるため、投資信託のみの運用にはない、効率的な投資対象の変更が可能です。
- 基本保険金額が5,000万円以下の場合には、お客さまサービスセンターへのお電話・インターネットサービスでの解約も取り扱いします。

\*1 13回以上は1回につき1,000円に相当する金額を積立金から差し引きます。

### スイッチングの運用効率

- スイッチングをした場合、投資信託を売却・再投資するよりも、大きな投資効果が得られます。



### スイッチングの受付方法について

- お電話もしくはインターネットサービス\*1にて受付いたします。
- \*1 インターネットサービスのご利用には、お手続きが必要となります。

お電話(お客さまサービスセンター)	インターネットサービス(当社ホームページ)
<p><b>0120-302-572</b></p> <p>受付時間 9:00~17:00 ※土・日・祝日等を除く</p>	<p>インターネットサービスの 利用申込手続きについてはこちら ▶</p>

### スイッチングの流れについて(申込と移転のタイミング)

スイッチングの申込	特別勘定名	積立金移転日*1
申込日の15時まで	安定バランス型	申込日
	日本株式型	
	安定成長バランス型	
	成長バランス型	
	世界株式型	
	米国株式型	
申込日の15時以降	米国債券型	申込日の翌営業日
	安定バランス型	
	日本株式型	
	安定成長バランス型	
	成長バランス型	
	世界株式型	
申込日の15時以降	米国株式型	申込日の翌々営業日
	米国債券型	
	安定バランス型	
	日本株式型	
	安定成長バランス型	
	成長バランス型	

\*1 移転元・移転先のいずれも含め、移転の対象となるすべての特別勘定の「積立金移転日」(上表)のうち、最も遅い日とし、この日のユニットプライスを用いて積立金の移転を行ないます。

### 運用状況の確認方法について

- 当社ホームページにてご確認ください。また、運用状況をお知らせする通知をお客さま宛てにご郵送いたします。

<p><b>URL</b> <a href="https://www.tdf-life.co.jp">https://www.tdf-life.co.jp</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●運用状況や運用レポート</li> <li>●契約内容照会</li> <li>●各種変更手続き</li> <li>●積立金の移転(スイッチング)</li> </ul>
<p><b>0120-302-572</b> 受付時間9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約内容やご住所の変更等の受付</li> <li>●運用状況のご照会受付</li> <li>●積立金の移転(スイッチング)の受付</li> <li>●ご契約内容に関するご質問、お問合せの受付</li> <li>●ご解約・給付金のご請求受付</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ご契約内容のお知らせ」(年1回、毎年の契約応当日以降に発送)</li> <li>●「業績のお知らせ」「特別勘定の現況(決算のお知らせ)」(年1回、年度末(3月末)で作成、7~8月に発送)</li> </ul>

# 「ハイブリッド アセット ライフ」と投資信託等との違いについて



この間勧められた投資信託とはどこが違うの？



投資信託で運用しておけばいいんじゃない？

## 「ハイブリッド アセット ライフ」と投資信託等との主な違い

～こんな特徴があります！～

- 受取のパターン(超過給付・年金)を選べます。
- 介護・認知症保障が付加できます。
- 死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」までが非課税扱\*1となります。
  - \*1 契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合に限り。保険金を受け取らない人、相続放棄した人も法定相続人の数に含まれます。
- 死亡保険金は、みなし相続財産として死亡保険金受取人固有の財産となりますので遺産分割協議の対象外です。
- スwitching時には…
  - 投資先変更のたびに収益の課税は繰り延べされ、収益の全額を含む元本が再投資されます。
  - T&Dフィナンシャル生命へのお電話もしくはインターネットサービス\*2で年12回まで無料\*3でswitchingができます。
    - \*2 インターネットサービスのご利用には、お手続きが必要となります。
    - \*3 13回以上は1回につき1,000円に相当する金額を積立金から差し引きます。



## 充実&安心のアフターフォロー\*4があります！

- 当社外部提携サービスを利用できます。
  - 介護サービス(介護コンシェル)
  - 医療・情報サービス(M3 Patient Support Program®)
- ご家族あんしんサービス(ご家族登録制度)で、登録家族も契約内容をご確認いただけます。
- T&Dフィナンシャル生命から定期的な情報提供があります。
- インターネットや電話で簡単にお手続きができます。
  - \*4 くわしくは、P.21をご覧ください。



記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

## ● 「投資信託」「投資一任運用商品」との費用面での違いについて

	ハイブリッド アセット ライフ		投資信託	投資一任運用商品(ラップ口座)		
	超過給付コース	年金コース				
購入(契約)時	なし		購入手数料	なし		
運用期間中	保険関係費用		信託報酬等	(直接的な負担)投資顧問報酬等 (間接的な負担)信託報酬等		
	年率0.90%	経過年数 10年未満			年率1.50%	
		経過年数 10年以上			年率0.90%	
	運用に関する費用					
	安定バランス型	年率0.352%(税抜0.320%)				
	安定成長バランス型	年率0.517%(税抜0.470%)				
	成長バランス型	年率0.407%(税抜0.370%)				
日本株式型	年率0.275%(税抜0.250%)					
世界株式型	年率0.286%(税抜0.260%)					
米国株式型	年率0.418%(税抜0.380%)					
米国債券型	年率0.297%(税抜0.270%)					
解約・一部解約時	解約控除(10年間) 最大3.50%、年0.35%ずつ逡減		信託財産留保額	なし 投資顧問報酬等の精算を行ないます		
switching時	年12回まで無料 (13回以上は1回につき1,000円かかります。)		(乗換手続きとして) 購入手数料、 信託財産留保額	なし 投資顧問報酬等の精算を行ないます		

※上記は投資信託、投資一任運用商品(ラップ口座)の主な費用について記載したものであり、すべてを網羅したものではありません。また、これらの費用がかからない商品もあります。

※記載の費用以外にもそれぞれの商品で必要となる費用があります。「ハイブリッド アセット ライフ」の費用について、くわしくはP.29～31、投資信託等の費用について、くわしくは投資信託の交付目論見書等をご覧ください。

## ● 「投資信託」「投資一任運用商品」との機能面での違いについて

	ハイブリッド アセット ライフ		投資信託 投資一任運用商品 (ラップ口座)
	超過給付コース	年金コース	
分配金・給付金等	超過額	生存給付金(年金)	収益分配金
課税	所得税(一時所得) +住民税	所得税(雑所得) +住民税	所得税(配当所得) 15.315%+住民税5% (源泉分離課税)
介護認知症へのそなえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護認知症年金支払移行特約(要支援1/認知症)</li> <li>● 指定代理請求特約</li> <li>● 介護コンシェル(当社外部提携サービス)</li> </ul>		一部商品に 介護保障等の 付帯あり

人生100年時代の長生きリスクにそなえたいお客さま

# 介護認知症年金支払移行特約

## [特約の概要について]

- 公的介護保険制度の「**要支援1**」以上に認定または「**認知症**」と診断確定された場合、**解約払戻金**を原資として、介護認知症年金が受け取れます。

介護認知症年金への移行可能時期	介護認知症年金の種類	留意点
被保険者の年齢が40歳以上かつ 契約日から1年経過以後	終身年金	解約払戻金の全部を移行 (一部移行はできません)
要支援1の目安	認知症と診断確定される場合	
<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが必要。</li> </ul> <p>出所：公益財団法人 生命保険文化センター「<b>定年GO!</b>(2023年4月改訂)」よりT&amp;Dフィナンシャル生命作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。</li> </ul> <p><b>【器質性認知症とは】</b> ・アルツハイマー病の認知症・血管性認知症・パーキンソン病の認知症・レビー小体型認知症 など</p> <p><b>【見当識障害とは】</b> 単なる「もの忘れ」ではなく、時間や季節、今いる場所や人がわからなくなるといった障害のこと</p>	

- 介護認知症年金は**一括**で受け取ることもできます。
- 被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額を**死亡一時金**として受け取れます。
- お支払事由が生じた介護認知症年金の合計額と死亡一時金の合計額は、**年金原資(解約払戻金)を下回ることはありません。**

※年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額が無い場合、死亡一時金はありません。



## 当社外部提携サービス 介護コンシェルのご利用について

- つぎの方は当社外部提携サービス「**介護コンシェル**」を**無料**でご利用いただけます。
  - ・介護認知症年金支払移行特約を付加され、サービス利用のお申込をいただいたお客さま
- お客さまのアフターフォローとして、介護や認知症で困ったときの相談や実務のお手伝いができます。
- **2親等内の親族まで**ご利用いただけます。

### サービス内容



電話・メール相談



施設紹介・見学手配



ケアマネジャー紹介



認知症予防ツールの提供

※「介護コンシェル」はT&Dフィナンシャル生命との提携により、株式会社インターネットインフィニティーが提供するサービスです。  
※これらのサービスは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

もしもの際の、預金の引出等のご不便にそなえたいお客さま

# 指定代理請求特約

## [特約の概要について]

- 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合、**指定代理請求人が給付金等(一括受取含む)を請求**することができます。
- この特約で請求した給付金等(一括受取含む)は、**指定代理請求人の口座に振り込む**こともできます。

対象となる給付金等	指定代理請求人の範囲*4	給付金等の振込先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生存給付金(年金)*1</li> <li>・超過給付加算特約による超過額*2</li> <li>・介護認知症年金支払移行特約による介護認知症年金</li> <li>・年金支払移行特約(I型)による年金*3</li> <li>・新遺族年金支払特約による年金</li> </ul>	①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③被保険者の3親等内の親族 ※その他上記以外で特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた方	本人口座 または 指定代理請求人 口座

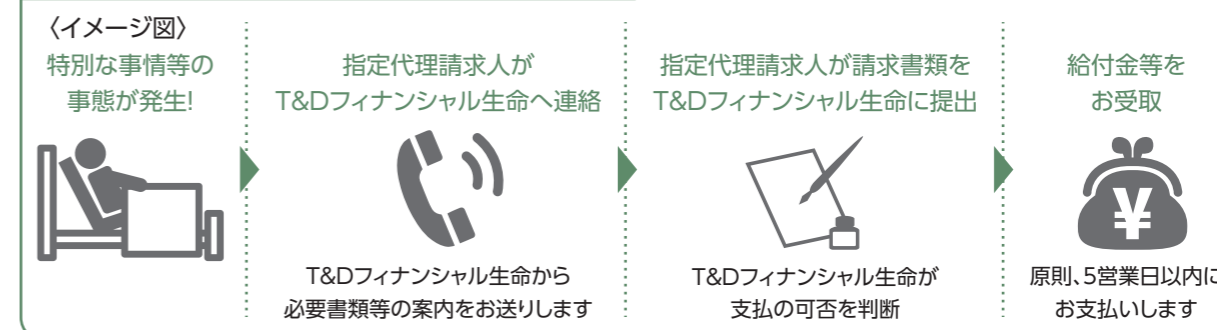
- \*1 被保険者が受取人の場合。または契約者と被保険者が同一で、契約者が受取人の場合。
- \*2 契約者と被保険者が同一人の場合。
- \*3 受取人と被保険者が同一人の場合。
- \*4 新遺族年金支払特約の場合、①～③における「被保険者」は「受取人」と読み替えます。



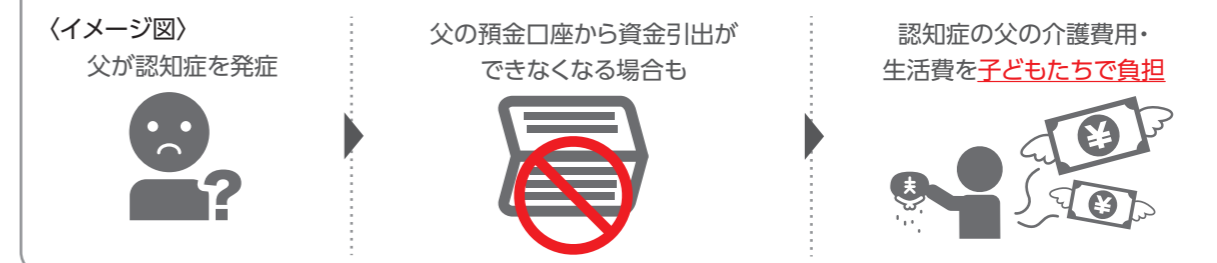
## 預金の引出等のご不便へのそなえ

- 要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、**本人が預金の引出等を行なう**ことができないこともあります。
- 指定代理請求特約を活用することで、その様な事態にそなえることができます。

### 指定代理請求特約を付加した場合(イメージ)



### 指定代理請求特約を付加しない場合(イメージ)



⚠ 指定代理請求人が請求した介護認知症年金を被保険者のための費用(治療費や入院費等)以外に使用した場合、指定代理請求人に対し贈与税や所得税が課せられる可能性があります。



# Q&A

## よくいただくご質問にお答えします

### Q1 スwitchingのときに各ファンドを組み合わせることはできますか？

**A** ファンドを入れ替えるお取扱のみになります。  
各ファンドを組合せて配分比率を設定するお取扱はありません。

### Q2 運用期間中にコースの変更はできますか？

**A** 超過給付コースを選択された場合のみ、ご契約から10年経過以後に年金コースに変更することができます。  
(生存給付金額(年金額)は10万円以上であることが必要となります。)変更後、超過給付コースに戻すことはできません。

### Q3 生存給付金(年金)の支払日の変更はできますか？

**A** 生存給付金(年金)のお支払日の変更はできません。  
生存給付金(年金)の受取中断後に再開した場合のお支払日についても、第1回目の生存給付金(年金)のお支払日の年単位の応当日と同日となります。

### Q4 超過額を受け取った場合は、どのように課税されますか？

**A** 超過額は、所得税(一時所得)+住民税の対象となります。  
●超過額の受取に係る所得税(一時所得)は、「同一年の超過額の合計-必要経費-特別控除(50万円)」を基に計算します。  
●必要経費は受け取った超過額に相当する保険料となり、払込保険料残額\*1が限度となります。よって、払込保険料残額\*1の限度内で超過額の受取を行なう場合は課税されません。  
●払込保険料残額\*1を超える超過額の受取を行なう場合は、受け取った超過額から払込保険料残額\*1と特別控除(50万円)を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。  
\*1 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額(負の場合はゼロ)のことをいいます。

### Q5 生存給付金(年金)を受け取った場合は、どのように課税されますか？

**A** ●生存給付金額(年金額)から必要経費を差し引いた金額が、「**所得税(雑所得)+住民税**」の対象となります。  
●必要経費はつぎのとおり計算されます。  
必要経費 = 生存給付金額(年金額) × 必要経費率\*1 =  $\frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{生存給付金(年金)受取予定総額*2} + \text{死亡保険金額*3}}$   
\*1 必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。  
\*2 生存給付金(年金)支払開始時(第1回目)の生存給付金額(年金額) × 生存給付金(年金)受取想定年数。  
\*3 生存給付金(年金)支払開始時に想定される最終の受取額。

### Q6 介護認知症年金を受け取った場合は、どのように課税されますか？

**A** 介護認知症年金は、所得税(雑所得)+住民税の対象となります。  
※ 指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。  
※ 介護認知症年金支払移行特約を付加した場合の死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。

### Q7 解約払戻金を受け取った場合は、どのように課税されますか？

**A** 解約払戻金と払込保険料残額\*1との差額(解約差益)に対し、所得税(一時所得)および住民税が課税されます。  
\*1 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額(負の場合はゼロ)のことをいいます。

**!** 記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。  
個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

# 死亡時のお取扱について (各コース共通)

●災害死亡保険金のお支払事由に該当せず被保険者がお亡くなりになった場合は、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。

$$\text{死亡保険金額} = \text{死亡日の「積立金額」}$$

●被保険者が不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または所定の感染症によりお亡くなりになった場合、災害死亡保険金をお支払いします。

$$\text{災害死亡保険金額} = \text{死亡保険金額} + \text{死亡日の基本保険金額} \times 10\%$$

●契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「**生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)**」まで非課税扱となります。  
●死亡保険金・災害死亡保険金は、みなし相続財産として死亡保険金受取人固有の財産となりますので**遺産分割協議の対象外**です。

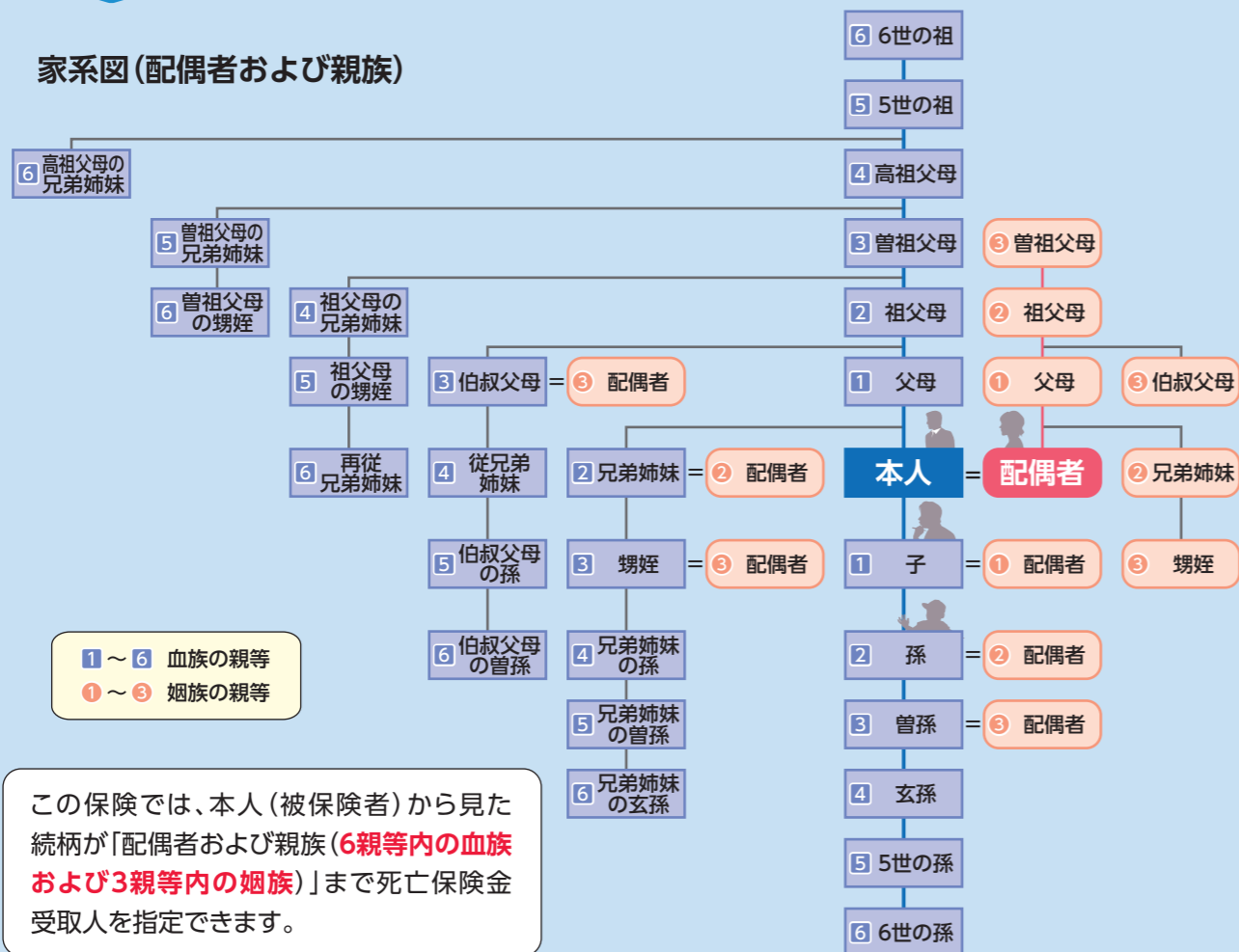


死亡保険金額は死亡日の「積立金額」となります。  
死亡保険金額・災害死亡保険金額は、一時払保険料の最低保証はありませんのでご注意ください。



## 死亡保険金受取人の指定範囲 (以下の範囲で1契約あたり最大8名まで指定可能)

### 家系図(配偶者および親族)



この保険では、本人(被保険者)から見た続柄が「**配偶者および親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)**」まで死亡保険金受取人を指定できます。



充実したアフターフォロー  
お電話やインターネットで簡単に手続き・ご請求ができます

### ご契約に関するサービス

		電話サービス	インターネットサービス
情報提供	契約内容照会	●	●
電話・インターネットで完了するお手続き	住所変更、生命保険料控除証明書の再発行 積立金の移転	●	●
	解約 ※基本保険金額が5,000万円以下の場合に限ります。	●	●
書類が必要なお手続き	解約	●	●
	死亡保険金(各種給付金)請求	●	●
	名義変更/改姓、保険証券再発行 契約内容の変更	●	●

### ご利用いただけるサポート

		ご照会	ご利用申込*
健康相談・健康サポート	<b>M3 Patient Support Program<sup>®</sup></b> スマートフォンやパソコンから24時間365日、医師に相談できる等のサービスを提供します。	●	●
権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス	<b>成年後見センター・リーガルサポート</b> (くわしくはこちらから) 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先を紹介するサービスです。 	●	●
大切なご契約をご家族がサポート	<b>ご家族あんしんサービス(ご家族登録制度)</b> (くわしくはこちらから) 契約者だけでなく登録されたご家族でも、ご契約内容のご確認や手続き書類の送付依頼ができる制度です。 	●	●
介護・認知症サポート	<b>介護コンシェル</b> お客様の「介護」や「認知症」に関する不安やお悩みの解決を充実のサービスでサポートします。 ※対象のご契約の場合に限ります。	●	●
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	<b>T&amp;Dクラブオフ</b> 国内外のリゾートホテルやレジャー施設等がお得な優待料金でご利用いただけます。	●	●

\*「T&D クラブオフ」については、T&D クラブオフアライアンス事務局で承ります。  
 ※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。  
 ※「ご利用いただけるサポート」について、くわしくはご契約時にお渡しする「サービスガイド」をご確認ください。  
 ※「M3 Patient Support Program<sup>®</sup>」は「エムスリー株式会社」、「介護コンシェル」は「株式会社インターネットインフィニティ」、「T&D クラブオフ」は「株式会社リロクラブ」が、T&Dフィナンシャル生命との提携により提供するサービスです。  
 ※これらのサービスやサポートは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

### インターネットサービスのご利用について

初めてインターネットサービスをご利用の際は、利用申込手続きが必要となります。

インターネットサービスの  
利用申込手続きに  
ついてはこちら



# 契約締結前交付書面(契約概要)

変額終身保険(災害加算・I型)

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 …………… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 住所 …………… 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
- お問合せ先 …… T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター  
☎ **0120-302-572**  
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

## 2 この商品の仕組みについて

- 「ハイブリッド アセット ライフ」は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額終身保険(生命保険)です。
- 一時払保険料の全額を、申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日(その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定に繰り入れます。

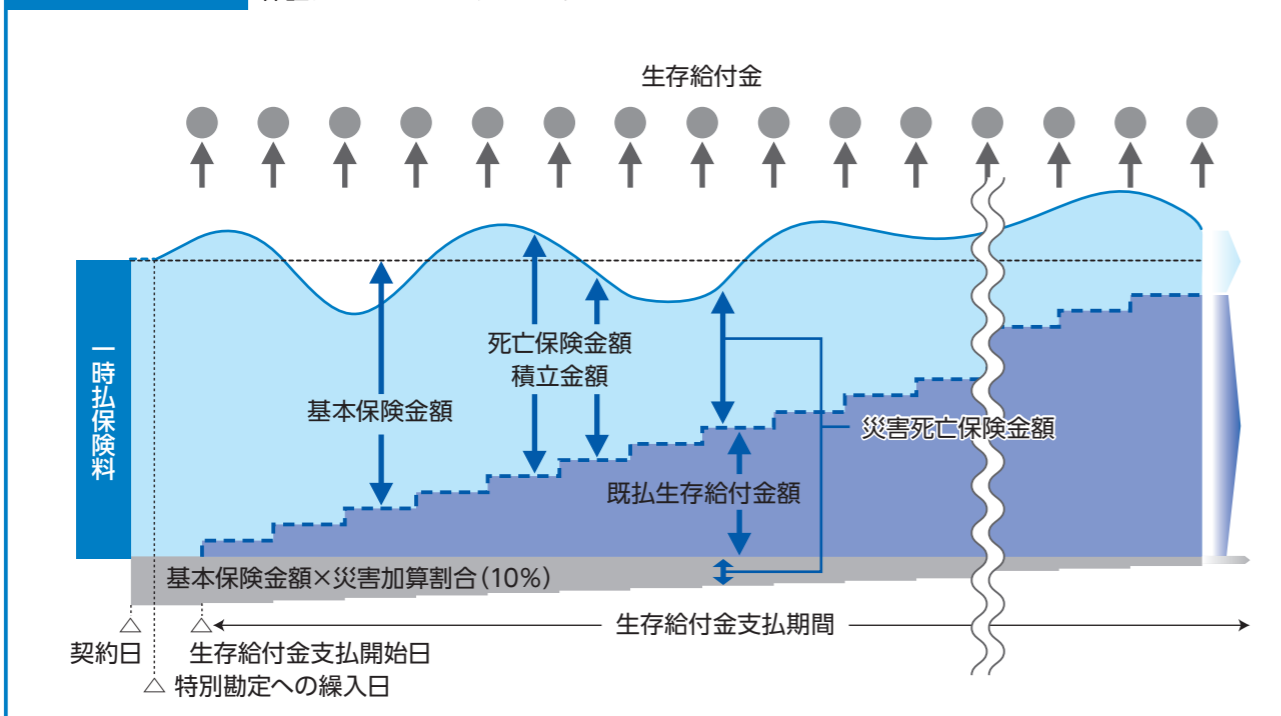


- 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
- 災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

## 2 この商品の仕組みについて(つづき)

### しくみ図(イメージ)

しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



### 基本保険金額について

■ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額となります。ただし、生存給付金をお支払いする場合には、生存給付金支払日の前日の基本保険金額から生存給付金額と同額を差し引いた金額を生存給付金支払日以後の基本保険金額として適用します。

### 積立金・積立金額について

- 積立金とは、特別勘定資産のうち、この保険契約に係る部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。
- 積立金額は、会社の定める方法により計算した金額となります。ただし、生存給付金をお支払いする場合は、その日の前日末の積立金額から生存給付金額と同額を差し引きます。この場合、積立金額に対する生存給付金額と同じ割合の金額が、各特別勘定の積立金額から差し引かれるものとします。
- 保険期間中に、契約者の申出により特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。この場合、同一保険年度における12回をこえる移転については、1回の移転に対して1,000円に相当する金額を、会社の定める方法により積立金から差し引きます。

## 3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額	お受取人
災害死亡保険金	被保険者が、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき 1. 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が死亡した日の死亡保険金額と、基本保険金額に災害加算割合(10%)を乗じた金額の合計額 <b>⚠ 災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません。</b>	死亡保険金受取人
死亡保険金	被保険者が、災害死亡保険金のお支払事由に該当せずに死亡したとき	被保険者が死亡した日の積立金額	死亡保険金受取人
生存給付金	被保険者が生存給付金支払期間中の生存給付金支払日の前日末に生存しているとき	生存給付金額*1 <b>⚠ 超過給付加算特約を付加したご契約には、生存給付金のお支払はありません。</b>	生存給付金受取人

\*1 生存給付金額は10万円以上、一時払保険料の10%以下で金額を設定いただけます。

※被保険者が契約日から特別勘定への繰入日の前日までの間に死亡した場合の死亡保険金額は、基本保険金額と同額となります。

※所定の感染症について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ⚠ 災害死亡保険金と死亡保険金は、重複してお受取りいただくことはできません。なお、災害死亡保険金または死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- ⚠ 契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合等は、災害死亡保険金または死亡保険金のお支払ができない場合があります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 4 生存給付金のお受取について

⚠ 超過給付加算特約を付加したご契約には、生存給付金のお支払はありません。

### 生存給付金について

- 被保険者が生存給付金支払日の前日末にご生存の場合、積立金額を原資として生存給付金を受取人にお支払いします。
- 生存給付金額は、会社の取扱範囲内で契約者が定めた金額となります。ただし、運用実績により積立金額が減少した場合、最後の生存給付金額は契約者が定めた金額を下回ることがあります。
- 生存給付金支払開始日(第1回の生存給付金支払日)は、「契約日から1年後の契約応当日」とします。第2回以降の生存給付金支払日は、「生存給付金支払開始日の1年ごとの応当日」となります。
- 生存給付金支払期間\*1は、「生存給付金支払開始日から最後の生存給付金支払日までの期間」をいいます。ただし、運用実績により積立金額が減少した場合、生存給付金支払期間が短縮されることがあります。
- 最後の生存給付金支払日の前日までの間に、契約者の申出により、会社の取扱範囲内で生存給付金の支払を中断することができます。
- 最後の生存給付金支払日の前日までの間に、契約者の申出により、会社の取扱範囲内で生存給付金額を変更することができます。
- 生存給付金支払日の前日末における「積立金額からお支払事由が生じた生存給付金額を差し引いた後の金額」が10万円を下回らない限り、最後の生存給付金支払日以後、終身にわたり積立金額の運用を継続することができます。
- 生存給付金支払日の前日末における「積立金額からお支払事由が生じた生存給付金額を差し引いた後の金額」が10万円を下回る場合は、生存給付金支払期間中であっても、その生存給付金支払日を最後の生存給付金支払日とし、積立金額から生存給付金額を差し引いた残額があるときはその金額を契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。ただし契約者からお申出があったときには、その金額を契約者に代えて生存給付金受取人にお支払いすることもできます。

\*1 積立金額を生存給付金額で割ることで計算される年数となります。

※生存給付金について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 5 主な特約について

名称	概要
<b>超過給付加算特約</b> (ご契約時のみ付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この特約を付加することにより、積立金額が「基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上」となった場合、超過額を契約者にお支払いします。</li> <li>●お支払いする超過額は、積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった日の「積立金額から基本保険金額を差し引いた金額」となります。</li> <li>●超過給付割合は、105%、110%、120%、「判定なし」からご選択いただけます。保険期間中に変更することも可能です。その場合、その日から変更後の超過給付割合をもとに超過額の判定を行ないます。</li> <li>●超過額の判定は、特別勘定への繰入日の翌日以降毎営業日行ないます。(積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった場合も、その翌営業日以降継続して判定を行ないます。)</li> <li>●契約者は、いつでも将来に向かって超過額の判定の中断、再開を請求することができます。</li> <li>●契約者は契約日から10年経過後の契約応当日以降、災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。</li> </ul>
<b>終身保険移行特約</b> (契約日から1年を経過している場合に付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部*1を原資とした定額終身保険に移行することができます。</li> <li>●この特約を付加し定額終身保険に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。</li> <li>●定額終身保険移行後、特別勘定による運用実績の変動の影響は受けません。</li> <li>●この特約のみの解約をすることができません。</li> </ul>
<b>介護認知症年金支払移行特約*2</b> (軽度介護保障特則適用) (ご契約時もしくは中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この特約を付加することにより、被保険者の年齢が40歳以上かつ契約日から1年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定され、介護認知症年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部*1を原資として将来の保険金等に代えて、介護認知症年金を生涯にわたって受け取ることができます。</li> <li>●この特約を付加し介護認知症年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。</li> <li>●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。*3</li> <li>●契約者はこの特約の年金支払開始日前に限り、この特約を解約することができます。</li> </ul> <p>※この特約を付加した場合、軽度介護保障特則が必ず適用されます。そのため、この特則を適用した保障内容を記載しています。</p>
<b>年金支払移行特約(I型)</b> (契約日から1年を経過している場合に付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部*1を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます。</li> <li>●この特約を付加し年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。</li> <li>●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。*4</li> <li>●被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。</li> <li>●この特約のみの解約をすることができません。</li> </ul>
<b>新遺族年金支払特約</b> (中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この特約を付加することにより、災害死亡保険金・死亡保険金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。</li> <li>●この特約を付加し確定年金を受け取る場合、特別勘定での運用は行ないません。</li> <li>●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。</li> <li>●契約者は災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。</li> </ul>
<b>指定代理請求特約</b> (ご契約時もしくは中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この特約を付加することにより、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとT&amp;Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金等の受取人の代理人として、給付金等を請求することができます。</li> </ul>


- \*1 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。
- \*2 死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、年金原資額からお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
- \*3 介護認知症年金受取人が、年金支払開始日に介護認知症年金の一括請求をする場合を除きます。
- \*4 年金の種類が確定年金または年金原資確保型終身年金の場合で、特約年金受取人が、年金支払開始日に年金の一括請求をする場合を除きます。

## 6 ご契約の引受条件について

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	超過給付コース	年金コース
	20~80歳	20~85歳
基本保険金額 (一時払保険料)	500万円以上、9億円以下 (1,000円単位)*1	
生存給付金額	—	10万円以上、 一時払保険料の10%以下 (10,000円単位)
保険料払込方法	一時払	
保険期間	終身	

\*1 同一の被保険者について、基本保険金額(一時払保険料)は「変額終身保険(災害加算・I型)」(すでに加入されているこの保険を含みます)を通算して10億円を超えることはできません。

※この保険は金融情勢等によっては、一部の契約形態において、お取扱を一時停止する場合があります。

 ●一時払保険料等、具体的なお契約の内容については、「契約申込書」に記入\*1していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。


\*1 電磁的方法による場合は申込画面への入力。

## 7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 8 解約払戻金について

- この保険は解約・減額をすることができます。
  - 解約の場合の解約払戻金額は、解約日における「積立金額」から「解約控除額(基本保険金額×解約控除率)」を差し引いた金額となります。
- ※解約日が特別勘定への繰入日前の場合には、基本保険金額に相当する金額を解約払戻金としてお支払いします。
- 一部解約(積立金額の減額)の場合の解約払戻金額は、減額日における積立金額の減額部分から「解約控除額(積立金額の減額部分に対応する基本保険金額×解約控除率)」を差し引いた金額となります。
- ※積立金額を減額した場合、基本保険金額および各特別勘定の積立金額も同時に同じ割合で減額されます。
- ※減額日が特別勘定への繰入日前の場合には、積立金額に代えて、減額する基本保険金額をご指定いただけます。
- ※解約控除率についてくわしくはP.30「注意喚起情報」をご覧ください。

 ●解約払戻金額の最低保証はありません。特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。**


## 9 特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて

- お申し込みいただいた保険料は1つの特別勘定に繰り入れることができます。
- この保険では、1つまたは2つ以上の特別勘定を1つの特別勘定グループとして設定しています。
- 契約者をご契約または積立金の移転の際にご選択いただける特別勘定は、「ハイブリッド アセット ライフ (HA型)」の特別勘定グループに属する特別勘定(今後T&Dフィナンシャル生命がこのグループの特別勘定に新たに定めるものを含む)に限定されます。
- 特別勘定グループに属する特別勘定および各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の運用方針などはつぎのとおりです。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託の運用方針
安定 バランス型 (871)	《投資信託名》円資産インデックスバランス<円奏会ベーシック>(適格機関投資家専用) 《運用会社》東京海上アセットマネジメント株式会社 ◆3つの円建て資産に分散投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本とします。
安定成長 バランス型 (872)	《投資信託名》財産3分法(適格機関投資家専用) 《運用会社》アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ◆各資産への投資比率は不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%とし、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長を目指します。一部の資産を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
成長 バランス型 (873)	《投資信託名》グローバル3倍3分法(適格機関投資家専用) 《運用会社》アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ◆世界の株式やREITなどの現物の組入総額と株価指数先物取引や国債先物取引の買建総額の組入合計額が、信託財産の純資産総額の3倍相当額となるように投資を行いません。原則として、為替ヘッジを行いません。
日本株式型 (887)	《投資信託名》日経225インデックス(適格機関投資家専用) 《運用会社》東京海上アセットマネジメント株式会社 ◆日経225(配当込み)に連動する投資成果の達成を目標として運用を行いません。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引を利用することがあります。
世界株式型 (874)	《投資信託名》先進国株式インデックス(適格機関投資家専用) 《運用会社》東京海上アセットマネジメント株式会社 ◆MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行なうことを基本とします。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。原則として、為替ヘッジを行いません。
米国株式型 (875)	《投資信託名》インデックスファンドNASDAQ100(適格機関投資家専用) 《運用会社》アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ◆米国の株式市場を代表する指数「NASDAQ100指数(税引き後配当込み、円換算ベース)」に連動する投資成果を目指して運用を行いません。原則として、為替ヘッジを行いません。
米国債券型 (894)	《投資信託名》米国短期国債(適格機関投資家専用) 《運用会社》東京海上アセットマネジメント株式会社 ◆米国の国債および上場投資信託証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。米国の国債の投資にあたっては、原則として、残存期間が3ヵ月以下の国債に投資を行いません。また残存期間が3ヵ月以下の米国国債の指数を対象とする上場投資信託証券に投資する場合があります。原則として為替ヘッジを行いません。

■ 特別勘定(ファンド)の主な投資リスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなどがあります。この保険では資産の運用実績が直接、積立金額、災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約払戻金額などに反映されることから、資産の運用成果および投資リスクとともに契約者に帰属します。

※この保険では、販売する募集代理店などにより異なる「特別勘定グループ」を取り扱う場合があります。

 ●各特別勘定の主な投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。また、新たな特別勘定を設定したり、すでに設定された特別勘定を廃止することや複数の特別勘定を統合することがあります。

●各特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

## 10 特別勘定資産の評価方法について

- 日々、特別勘定資産の評価を行ない、その実績を積立金の増減に反映します。
- 特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。
  - ①有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱が適当とされる資産については、時価評価を行いません。ただし、当日の価格入手が困難な有価証券などについては、前日の価格を用いて時価評価を行いません。
  - ②上記①以外の資産については、原価法によるものとします。
  - ③為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引により生じる債権および債務については、時価評価するものとし、その評価差額(含み損益)を損益に計上するものとします。

## 11 諸費用について

- ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用についてくわしくはP.29「注意喚起情報」をご覧ください。

# 契約締結前交付書面(注意喚起情報)

変額終身保険(災害加算・I型)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

## この保険に係る費用はつぎの合計となります

	項目	費用
保険期間中	保険関係費用	各コースごとに下記のとおりとなります。 【基本保険金額に対して、保険関係費用*1(年率)／12を月単位の契約応当日の前日末に控除】 *1 各コースごとの保険関係費用について、 <a href="#">くわしくはP.31をご覧ください。</a>
	運用に関する費用	各特別勘定ごとに下記のとおりとなります。 【各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用*2(年率)／365を毎日控除】 *2 各特別勘定ごとの運用に関する費用について、 <a href="#">くわしくはP.31をご覧ください。</a>
	積立金移転費	1保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①12回以下: <b>無料</b> ②13回以上:13回目から1回につき <b>1,000円</b> 【移転時に毎回控除】

## この保険に係る費用はつぎの合計となります

	項目	費用										
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に 必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、基本保険金額(減額については積立金額の減額部分に対応する基本保険金額)に対して経過年数に応じたつぎの解約控除率(下表)がかかります。										
		<table border="1"> <tr> <th>経過年数</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上 2年未満</th> <th>2年以上 3年未満</th> <th>3年以上 4年未満</th> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td><b>3.50%</b></td> <td><b>3.15%</b></td> <td><b>2.80%</b></td> <td><b>2.45%</b></td> </tr> </table>	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	解約控除率	<b>3.50%</b>	<b>3.15%</b>	<b>2.80%</b>	<b>2.45%</b>
		経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満						
		解約控除率	<b>3.50%</b>	<b>3.15%</b>	<b>2.80%</b>	<b>2.45%</b>						
		<table border="1"> <tr> <th>経過年数</th> <th>4年以上 5年未満</th> <th>5年以上 6年未満</th> <th>6年以上 7年未満</th> <th>7年以上 8年未満</th> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td><b>2.10%</b></td> <td><b>1.75%</b></td> <td><b>1.40%</b></td> <td><b>1.05%</b></td> </tr> </table>	経過年数	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	解約控除率	<b>2.10%</b>	<b>1.75%</b>	<b>1.40%</b>	<b>1.05%</b>
		経過年数	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満						
解約控除率	<b>2.10%</b>	<b>1.75%</b>	<b>1.40%</b>	<b>1.05%</b>								
<table border="1"> <tr> <th>経過年数</th> <th>8年以上 9年未満</th> <th>9年以上 10年未満</th> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td><b>0.70%</b></td> <td><b>0.35%</b></td> </tr> </table>	経過年数	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	解約控除率	<b>0.70%</b>	<b>0.35%</b>						
経過年数	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満										
解約控除率	<b>0.70%</b>	<b>0.35%</b>										
※契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。												
年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取りになる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して <b>1.0%</b> *3 (年金支払開始日以後、毎年 の年金支払日に控除します)*4										

\*3 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

\*4 つぎの年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。

- ・確定年金の場合:年金支払期間の最終年の年金額
- ・保証期間付終身年金の場合:保証期間の最終年の年金額
- ・年金原資確保型終身年金の場合:年金原資保証期間の最終年の年金額
- ・介護認知症年金の場合:死亡一時金保証期間の最終年の年金額

**⚠ この保険に係る費用はつぎの合計となります（つづき）**

各コースごとの保険関係費用

コース	費用	
	経過年数10年未満	経過年数10年以上
超過給付コース	年率 0.90%	年率 0.90% (各コース共通)
年金コース	年率 1.50%	

各特別勘定ごとの運用に関する費用\*5

特別勘定	費用
安定バランス型	年率 0.352% (税抜0.320%)
安定成長バランス型	年率 0.517% (税抜0.470%)
成長バランス型	年率 0.407% (税抜0.370%)
日本株式型	年率 0.275% (税抜0.250%)
世界株式型	年率 0.286% (税抜0.260%)
米国株式型	年率 0.418% (税抜0.380%)
米国債券型	年率 0.297% (税抜0.270%)

\*5 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

**⚠ この保険にはつぎのようなリスクがあります**

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。

特別勘定の資産運用は主に株式・債券などに投資をする投資信託を通じて行なわれ、それぞれの投資信託はつぎの指標（ベンチマーク）に連動、または上回る投資成果を目指します。

各指標（ベンチマーク）は、株価や債券価格などの変動の影響を受けるため、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は各指標（ベンチマーク）に応じて変動します。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回ることがあります。

- 災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

※お客さまがスイッチングを行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

特別勘定	主な投資対象となる投資信託の指標（ベンチマークなど）
安定バランス型	設定しておりません。
安定成長バランス型	設定しておりません。
成長バランス型	設定しておりません。
日本株式型	日経平均トータルリターン・インデックス (日経225(配当込み))
世界株式型	MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)
米国株式型	NASDAQ100指数(税引後配当込み、円換算ベース)
米国債券型	設定しておりません。

## 1 災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません

- 災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません。
- 災害死亡保険金額は死亡保険金額と死亡日の基本保険金額に災害加算割合(10%)を乗じた金額の合計額となりますので、災害死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 死亡保険金額は死亡日の積立金額となりますので、特別勘定の運用実績によっては、死亡保険金額(積立金額)とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

## 2 お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます

■ 申込者・契約者はご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面(封書\*1)での郵送または電磁的記録(メール)によるお申出によりお申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます(募集代理店では受け付けできません)。お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行なった場合には、お申込みいただいた金額を全額お返しします。

- ① お申込の撤回等をする旨の文言
- ② お申込者(契約者)の氏名(自署)・住所
- ③ 申込書番号(申込書控の右上または右下に記載されています)
- ④ 返金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)\*2
- ⑤ お申込の撤回等の申出日

\*1 お客さまの個人情報保護のために封書にてお送りください。  
\*2 保険料をお申込みいただいた場合のみご記入ください。なお、返金先口座はお申込者(契約者)の本人口座に限ります。

〈書面(封書)の送付先〉…8日以内の消印有効  
〒114-8790  
日本郵便株式会社 王子郵便局 郵便私書箱14号  
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 契約課 行  
〈メールの宛先〉…8日以内の発信有効  
Mail : cs@tdf-life.co.jp

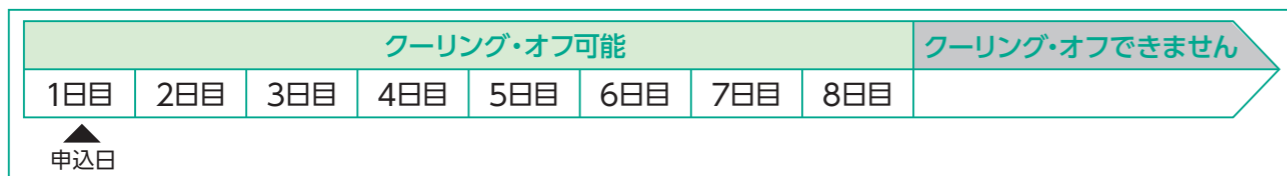
〈お申出のご記入例：書面〉

○年○月○日  
返金先口座 普通×銀行 ××支店  
□座名義人 ○○○○\*

申込書番号 \* \* \* \* \*  
住所 ○○○市○○○\*  
申込者契約者名 ○○○○\*

私はT&Dフィナンシャル生命保険株式会社の御中  
にT&Dフィナンシャル生命保険株式会社の  
ご契約の申込の撤回を行います。

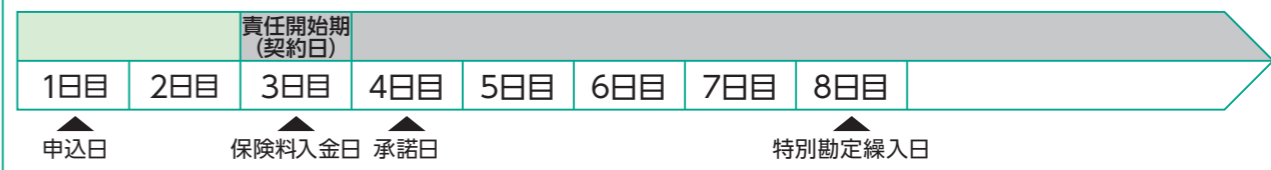
- お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面や電磁的記録の発信時に災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の効力は生じません。ただし、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面や電磁的記録の発信時に、申込者・契約者が災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 法人・個人事業主や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることはできません。



## 3 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します[責任開始期と契約日]

- T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。
- 一時払保険料は、お申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日(その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定に繰り入れます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう者で、ご契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

イメージ図



## 4 つぎのような場合には、死亡保険金等をお支払いできないことがあります

- 災害死亡保険金・死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含む)や、契約者、被保険者、死亡保険金受取人、生存給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合
- ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、災害死亡保険金・死亡保険金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合(この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません)
- 災害死亡保険金・死亡保険金の免責事由に該当した場合(例えば、契約日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・死亡保険金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等)
- その他災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いできない場合について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

## 5 解約払戻金額は、お払込保険料を下回ることがあります

- この保険の解約払戻金額は最低保証されませんので、解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**解約払戻金額の計算についてくわしくは、P.26「契約概要」**8 解約払戻金について**をご覧ください。

## 6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820  
[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

- くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 7 この保険は生命保険であり、預金や投資信託ではありません (募集代理店が銀行等の金融機関の場合、ご確認ください)

この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。

## 8 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
- 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す(復旧)取扱に制限を受けることがあります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。

※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご確認ください。

## 9 特別勘定について

特別勘定グループ・特別勘定の種類および特別勘定資産の評価方法について、くわしくはP.27「契約概要 9 特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて」P.28「契約概要 10 特別勘定資産の評価方法について」をご覧ください。

## 10 この保険にはつぎのようなリスクがあります

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額終身保険(生命保険)です。
- 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
- 災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 特別勘定の投資リスク(価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなど)は契約者に帰属します。
- 特別勘定による資産運用の結果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者(募集代理店の担当者など)が契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。

## 11 解約払戻金のお支払などのお手続きを延期・停止することがあります

- 特別勘定資産の運用に大きな影響を及ぼす解約払戻金のお支払や積立金の移転については、お手続きを延期することがあります。
- 戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができない場合は、解約払戻金のお支払などのお手続きを延期・停止することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 12 借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません

保険料を借入金で調達した場合は、特別勘定の運用実績によっては、解約払戻金額等が借入金および借入金にかかる利息の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがって、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません。

## 13 税金のお取扱について

### ■払込保険料

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

### ■災害死亡保険金・死亡保険金

契約例			課税のお取扱
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)」まで非課税となります。

### ■解約払戻金

解約払戻金と払込保険料残額\*1との差額(解約差益)に対し、所得税(一時所得)および住民税が課税されます。

### ■超過額(超過給付加算特約を付加した場合)

受け取った超過額は、所得税(一時所得) + 住民税の対象となります。

- 超過額の受取に係る所得税(一時所得)は、「同一年の超過額の合計 - 必要経費 - 特別控除(50万円)」を基に計算します。
- 必要経費は受け取った超過額に相当する保険料となり、払込保険料残額\*1が限度となります。よって、払込保険料残額\*1の限度内で超過額の受取を行なう場合は課税されません。
- 払込保険料残額\*1を超える超過額の受取を行なう場合は、受け取った超過額から払込保険料残額\*1と特別控除(50万円)を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

\*1 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額(負の場合はゼロ)のことをいいます。

### ■年金(介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約を付加した場合)

年金は所得税(雑所得) + 住民税の対象となります。

※これらの特約を付加した場合の死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。

※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。

### ■生存給付金

生存給付金額から必要経費を差し引いた金額が、「**所得税(雑所得) + 住民税**」の対象となります。

必要経費はつぎのとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{生存給付金額} \times \text{必要経費率}^*1 = \left[ \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{生存給付金受取予定総額}^*2 + \text{死亡保険金額}^*3} \right]$$

\*1 必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。

\*2 生存給付金支払開始時(第1回目)の生存給付金額×生存給付金受取想定年数。

\*3 生存給付金支払開始時に想定される最終の受取額。



くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、税制については2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

## 14 苦情・相談窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

### お問合せ先

**T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター**

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

 **0120-302-572**

■この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。  
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

### ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、（一社）生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンターまでご照会ください。

## 15 保険金等のお支払について

■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンター（TEL:0120-302-572）にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

## ? この保険をよりご理解いただくための用語解説

### 特別勘定

この保険の資産を管理・運用するための専用の勘定をいいます。この保険では、複数の特別勘定が用意されており、それぞれ投資信託が主要な投資対象先となっています。これらの特別勘定での運用実績やリスクは契約者に帰属します（主なリスクについては下記をご覧ください）。

### 積立金

特別勘定で管理・運用されている資産のうち個々のご契約に係る部分をいいます。積立金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。解約払戻金額は、解約請求を会社が受け付けた日の「積立金額」から「解約控除額（基本保険金額×解約控除率）」を差し引いた金額となります。

### ベンチマーク

投資信託の運用を行なうにあたって、運用成果の目標の基準となる指標をいいます。ベンチマークは投資信託の投資対象により異なるものが採用され、一般的に日本株の運用においては、日経平均株価（日経225）やTOPIXなどがよく用いられます。また、ベンチマークを設定しない投資信託もあります。なお、各投資信託において、ベンチマークが同一の場合でも、運用手法の相違などにより運用実績は異なることがあります。運用手法としては、ベンチマークとの連動を目指す運用手法や、ベンチマークを上回る成果を目指す運用手法などがあります。

### 投資リスクについて

#### ・価格変動リスク

株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

#### ・金利変動リスク

金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

#### ・為替変動リスク

外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

#### ・信用リスク

株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。